

かりや商人大学講座 第23弾

相続法が約40年振りに改正！

トラブルを未然に防ぐ遺言の書き方講座

相続トラブルが起きると『骨肉の争い』になり、相続手続きが『泥沼化』して家族が離れ離れになってしまうこともあります。

従って、家族や親族が遺産を巡って争う最悪の事態を回避するために、何度でも変更することも可能な『遺言書』の作成は有効な手段・方法です。

つまり、相続対策で一番大切なことは、『残された家族が揉めない』ことで、大事な機会を失してしまわないために、必要であると考えたときに遺言書を作成するチャンスです。

そこで、**宮田合同事務所 宮田 幸泰 氏**（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）を講師にお迎えし、「遺言書作成の基本的なルール、種類、記載する上での重要事項、遺言をする目的やメリット・デメリット、約40年振りに改正された相続法のポイント」など、遺言書の効果について分かりやすくご教授頂きます。

ぜひ、この機会に「遺言書に対するイメージを変えるきっかけ」として、お気軽にご参加ください。

- 日 時 平成31年1月19日(土) 10時00分～12時00分
- 講 師 宮田合同事務所 宮田 幸泰 氏
(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)
- 場 所 刈谷商工会議所 2階会議室
- 定 員 15名(先着順)
- 参加費 お一人 300円(広報費の一部負担として、当日に徴収致します。)
- 申込期間 12月17日(月)～12月21日(金)(必着)



かりや商人大学 第24弾

～認知症の初期症状と早期発見のポイント！～

『認知症の前兆（軽度認知障害）を見逃さない講習会』

全国的に高齢化社会を通り過ぎ、「超」高齢社会の時代に突入し、認知症をはじめとする高齢者に多くみられる病気への理解が必要になってきています。

高齢になれば、だれでも認知機能は低下していきます。しかし、病的な認知機能の低下、いわゆる「認知症」と呼ばれる状態は違います。認知症には特別な対処が必要であり、早期に発見し、適切なケアがなされるのならば、認知機能の低下を防ぐことができ、認知症と診断されても今までとさほど変わらぬ生活を送ることができます。

高齢による自然な認知機能の低下と、病的な認知機能の低下が混在している場合が多いため、対処が必要なケースが見過ごされる場合も少なくありません。

そこで、**社会福祉士・認知症地域支援推進員の鈴木健司氏**（医療法人光慈会）を講師にお迎えし、「病的な認知機能の低下は何か？」「早期に発見するためには」「発見した時に何をすればいいのか」などについて分かりやすく教えていただけます。ぜひご夫婦や親子でお気軽にご参加頂きますようご案内申し上げます。

- 日 時 平成31年1月23日(水) 14時00分～15時30分
- 講 師 医療法人光慈会 鈴木 健司 氏
(社会福祉士・認知症地域支援推進員)
- 場 所 刈谷商工会議所 2階 会議室
- 定 員 15名(定員を超えた場合は抽選となります。)
- 参加費 お一人 300円(広報費の一部負担として、当日に徴収致します。)
- 申込期間 12月17日(月)～12月21日(金)(必着)



申込先・問合せ先

①郵便番号、住所 ②氏名(フリガナ) ③年齢 ④電話番号 ⑤講座名 ⑥前回(平成30年1月開催)の同講座を受講したかをハガキの郵送またはFAXにて刈谷商工会議所までお申込み下さい。

なお、定員を超えた場合は抽選となります。

※同業者や関係者の方のお申込みはお断り致します。

〒448-8503 刈谷市新栄町3-26 TEL: 21-0370 FAX: 24-6049

刈谷商工会議所まで